

3 障がい者を取り巻く現状

1. 人口および世帯数の推移

(1) 総人口と年齢段階別人口の推移

滝川市の総人口は、昭和58年の53,121人から毎年減少し続け、令和4年10月31日現在 38,190人となっています。

構成比をみると、年少人口（14歳以下）、生産年齢人口（15～64歳）の総人口に占める割合が減少傾向にある一方で、65歳以上の割合はほぼ横ばいに推移しており、高齢化が進んでいます。

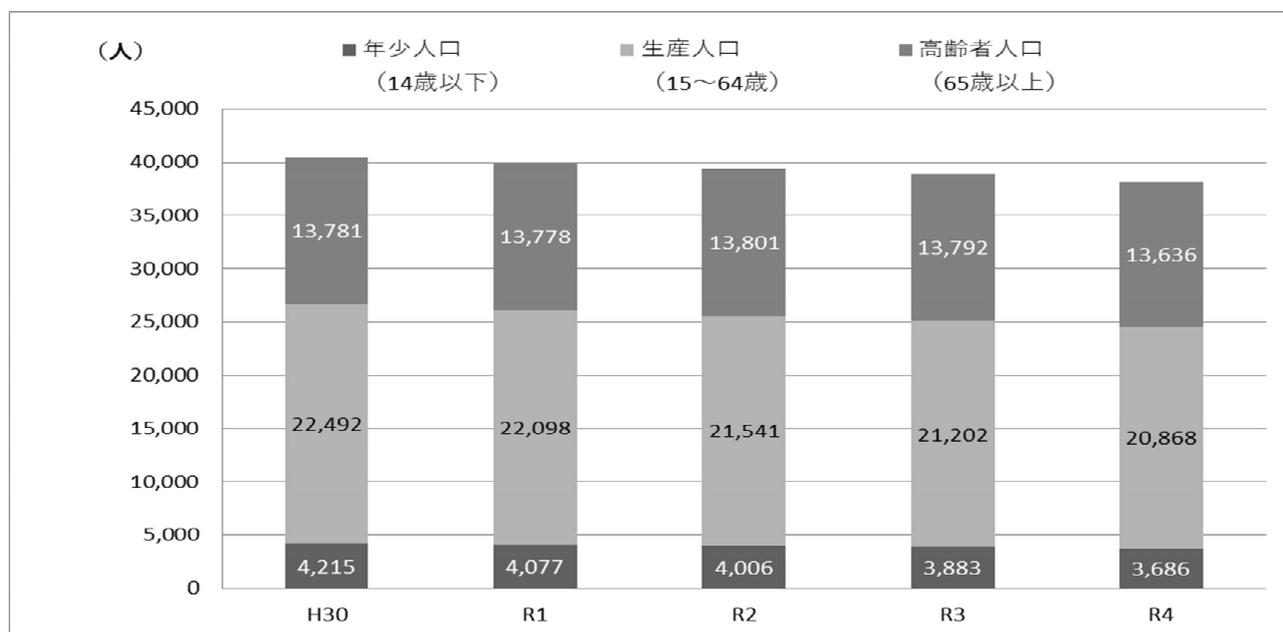


図1 総人口と年齢段階別人口の推移（各年10月31日現在 住民基本台帳より）

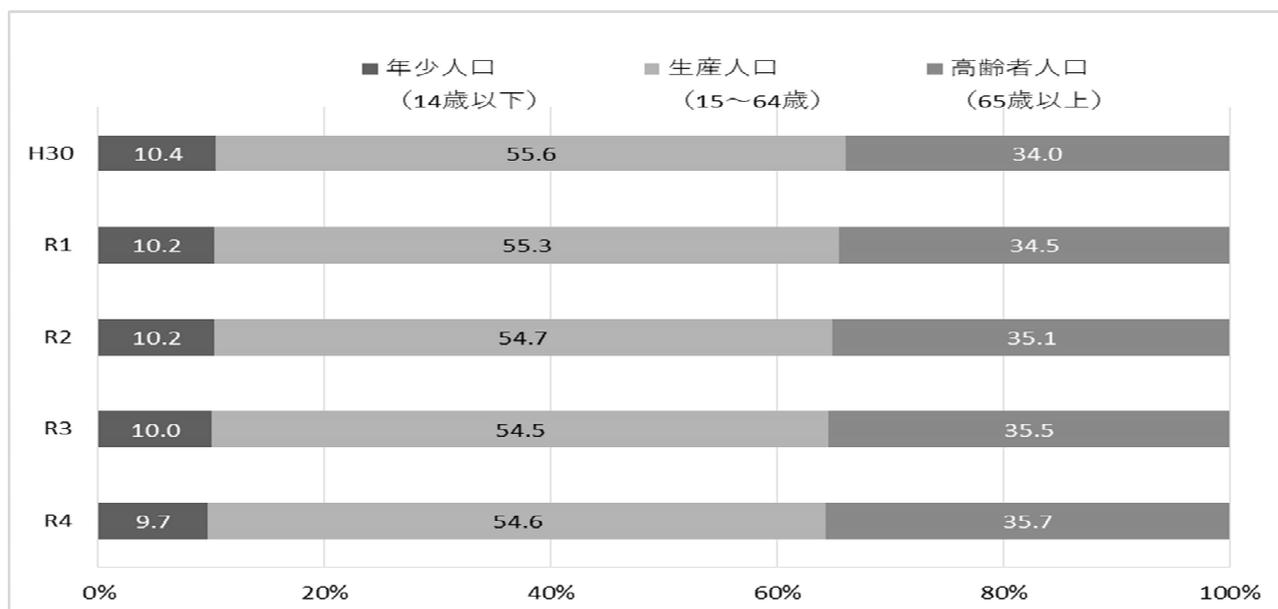


図2 年齢段階別割合の推移（各10月31日現在 住民基本台帳より）

(2) 世帯数と世帯あたり人員の推移

世帯数は総人口の減少に伴い、減少傾向にあります。世帯あたり人員（総人口÷世帯数）も減少傾向が続いており、平成29年には1.90人でしたが、令和4年には1.82人と減少しています。

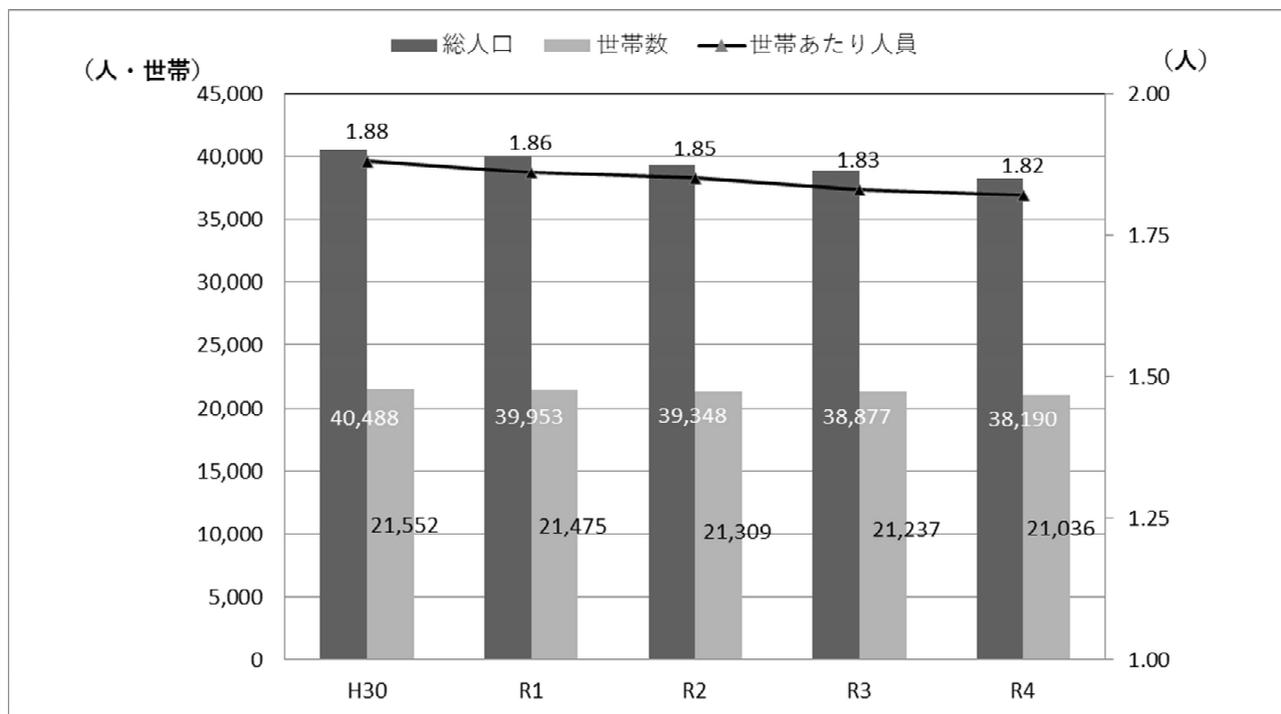


図3 世帯数と世帯あたり人員の推移（各年10月31日現在 住民基本台帳より）

2. 障害者手帳所持者の推移

(1) 障害者手帳所持者（3障がい）の推移

障害者手帳所持者数は全体的には減少傾向となっています。

各手帳の所持者数をみると、身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者は減少していますが、精神保健福祉手帳所持者数は横ばいとなっています。

各手帳所持者の構成比をみると、身体障害者手帳所持者が7.5割程度と最も多くなっています。

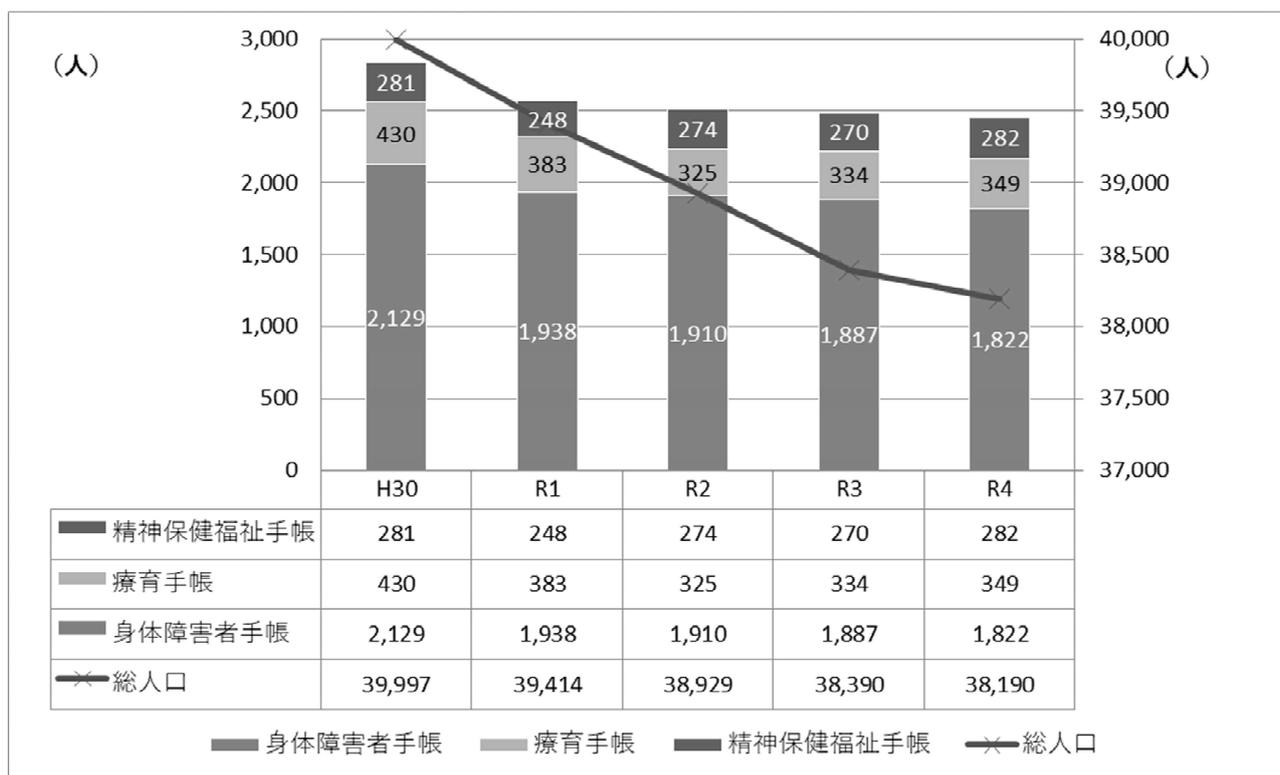


図1 障害者手帳所持者（3障がい）の推移

(総人口：各年4月1日現在、手帳所持者人数：各年3月31日現在、令和4年度は10月末現在)

(2) 身体障害者手帳所持者の推移

障がい部位別にみると、視覚障がい、内部障がい、肢体障がいは概ね減少傾向にあります。言語障がい、聴覚障がいは横ばいとなっています。

障がい部位別の構成比をみると、肢体不自由が5割以上を占めており、内部障がいも2割以上程度で、両障がいを合わせると全体の8割以上を占めています。

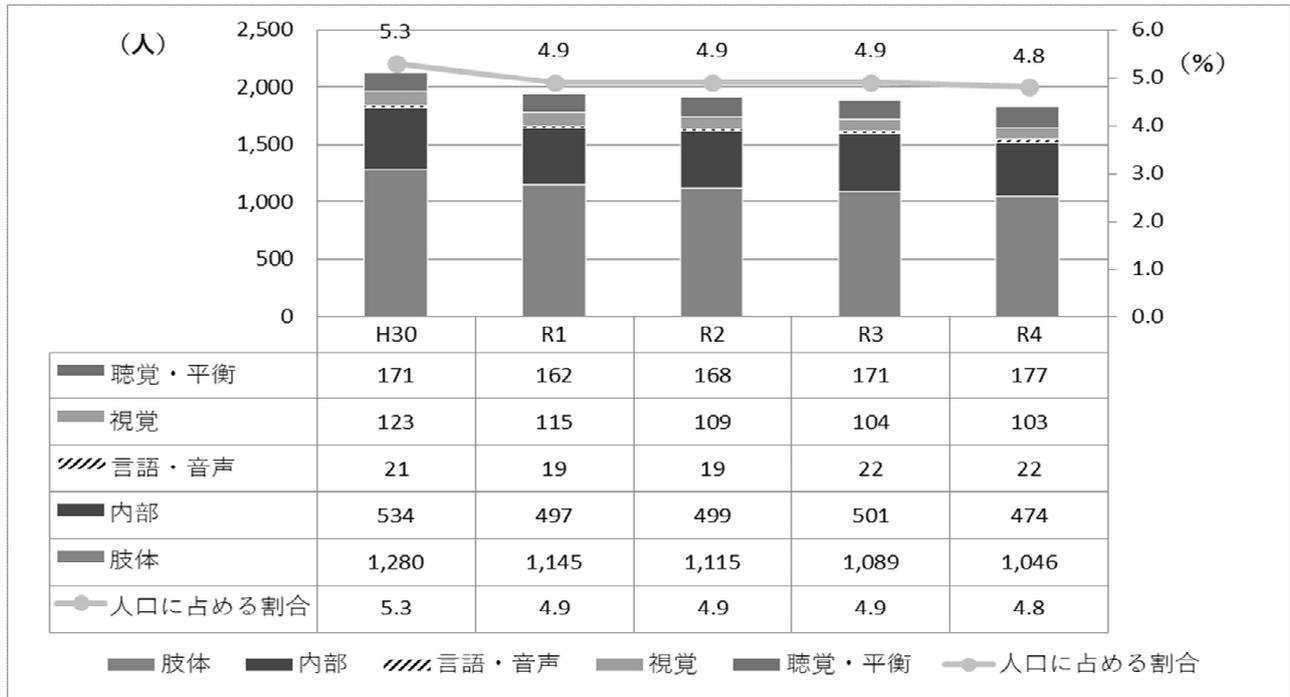


図2 身体障害者手帳所持者（障がい部位別）（各年3月31日現在、令和4年度は10月末現在）

身体障がい者手帳所持者は減少傾向にありますが、4級と6級の割合が増加傾向にあります。

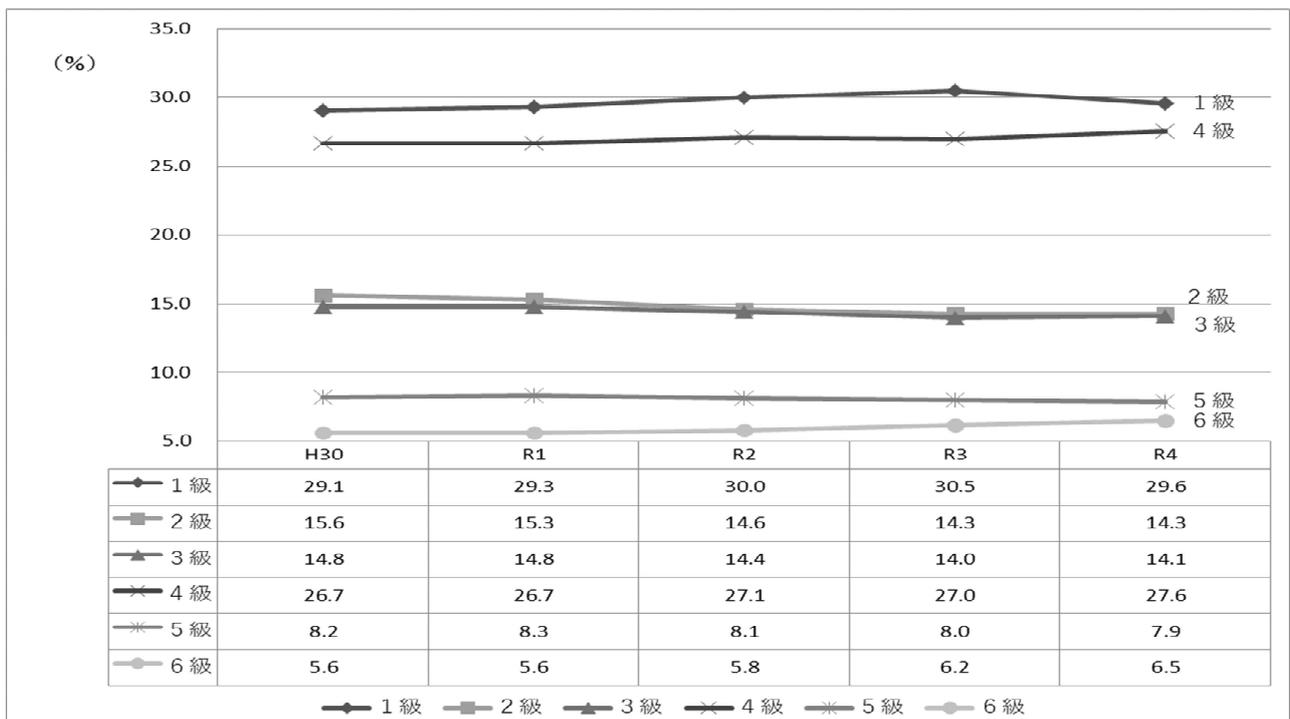


図3 身体障害者手帳所持者（障がい部等級別）（各年3月31日現在、令和4年度は10月末現在）

(3) 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者は、減少しており、令和4年10月31日現在では349人となっています。

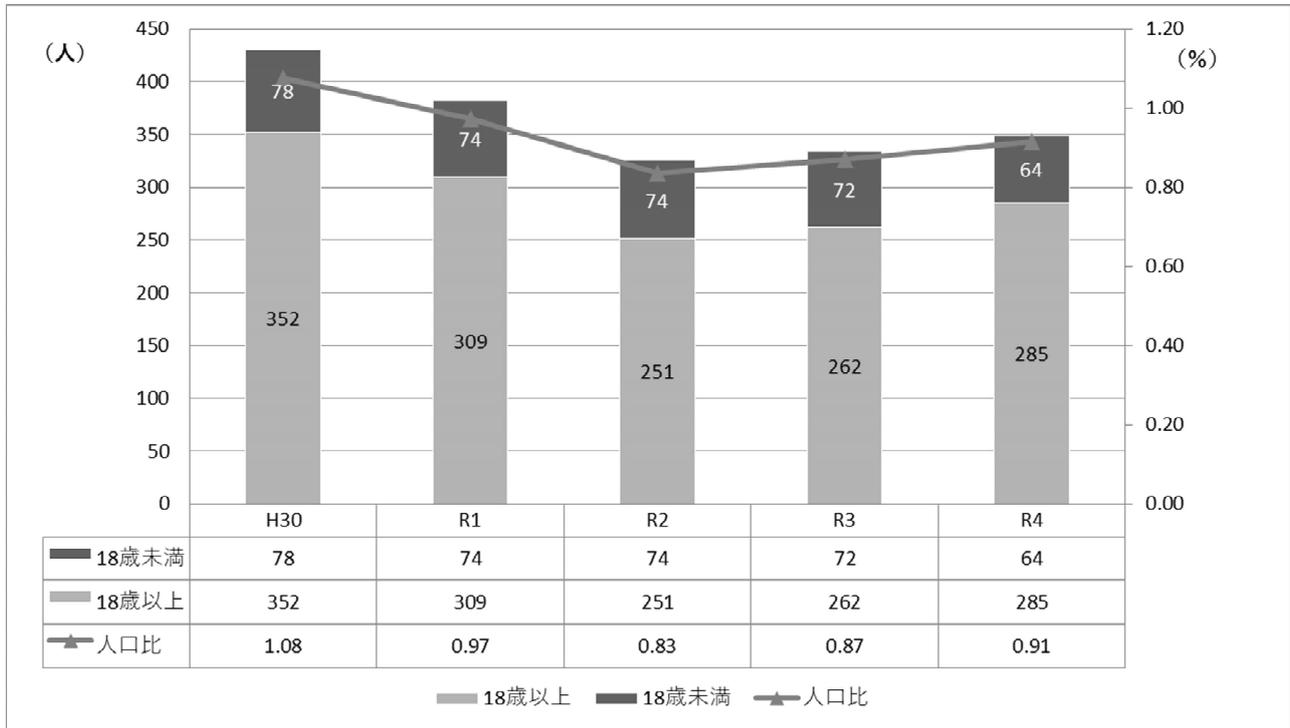


図4 療育手帳所持者（年齢別）（各年3月31日現在、令和4年度は10月末現在）

等級別にみると、18歳未満のA判定は横ばい、他の等級は平成30年と比較し微減となっています。

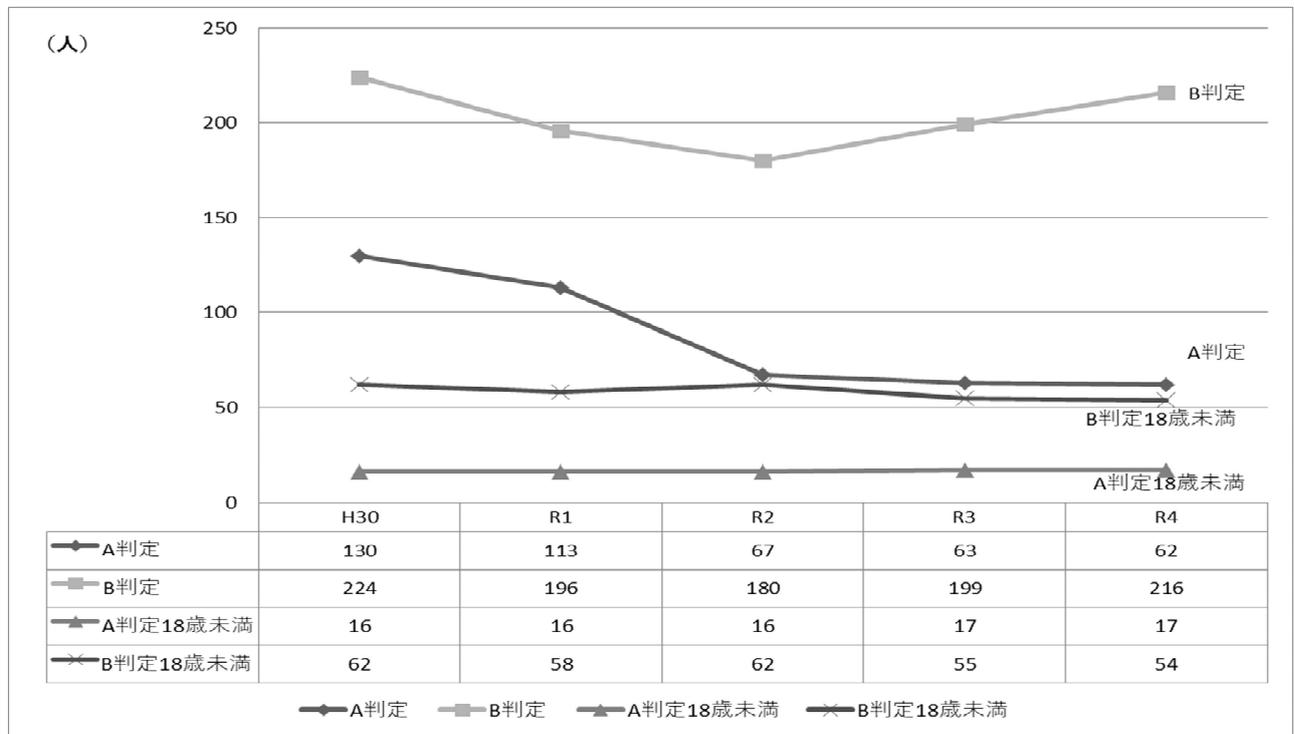


図5 療育手帳所持者（等級別）（各年3月31日現在、令和4年度は10月末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳等所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は平成30年度以降は多少の増減はあるものの横ばいとなっています。令和4年10月31日現在282人で、市の総人口に占める割合は0.7%となっています。

自立支援医療費（精神通院医療）受給者の推移をみると、毎年増加傾向にあり、市の総人口に占める割合は2.1%となっています。

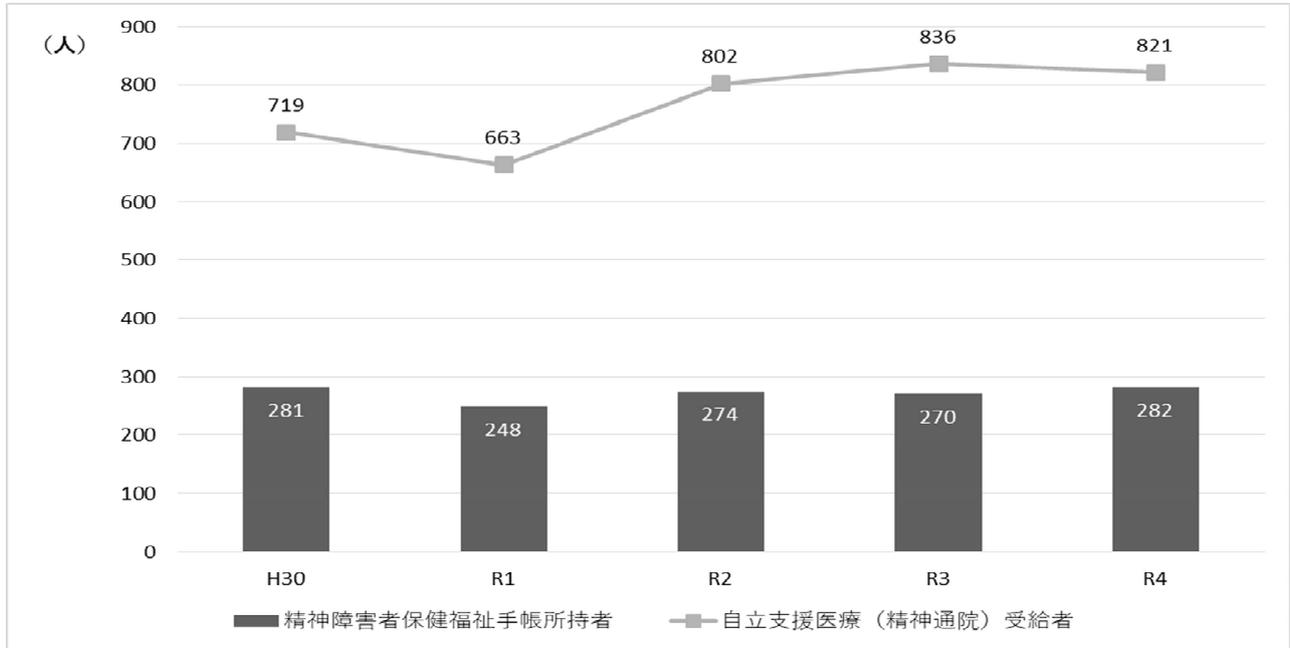


図6 自立支援医療費（精神通院医療）受給者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数
（各年3月31日現在、令和4年度は10月末現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、2級が最も多く、全体の5割以上を占めています。

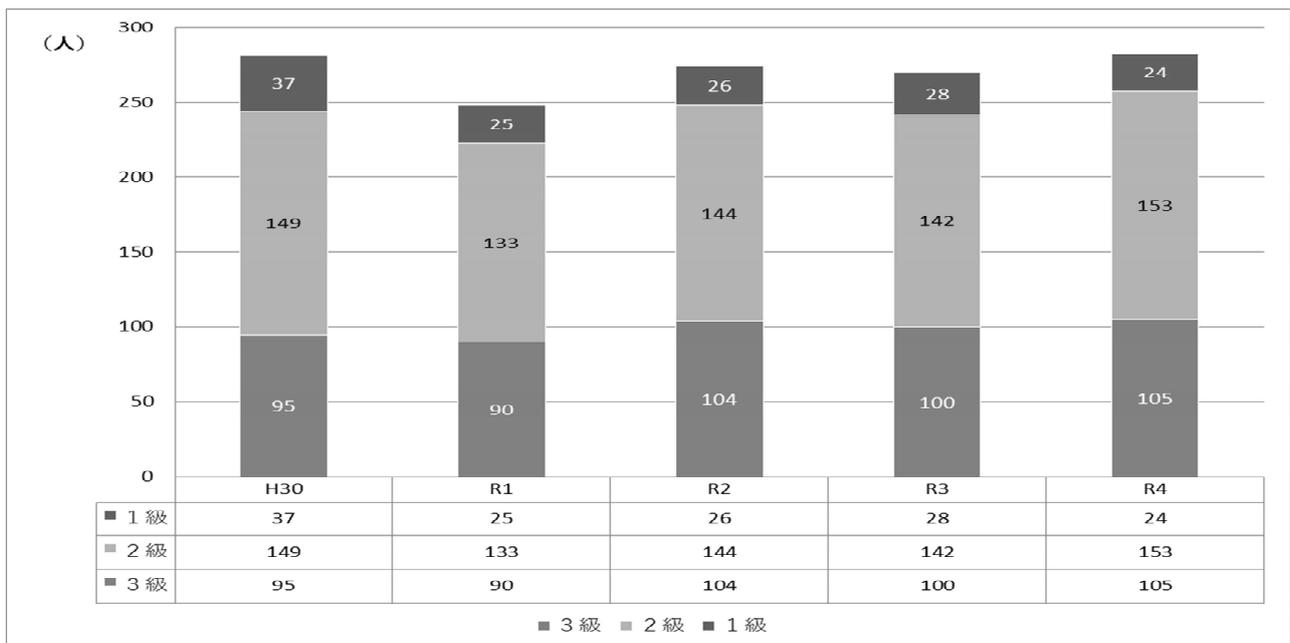


図7 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）（各年3月31日現在令和4年度は10月末現在）

3. 障害者の実雇用率の推移

ハローワーク滝川管轄（滝川市、芦別市、赤平市、新十津川町、石狩市浜益区）での実雇用率の推移をみると、平成29年度以降は増加傾向となっています。

全国および北海道と比較すると滝川管轄の実雇用率は常に上回っており、令和3年では、全国との差が1.01ポイント、北海道との差が0.84ポイントとなっています。

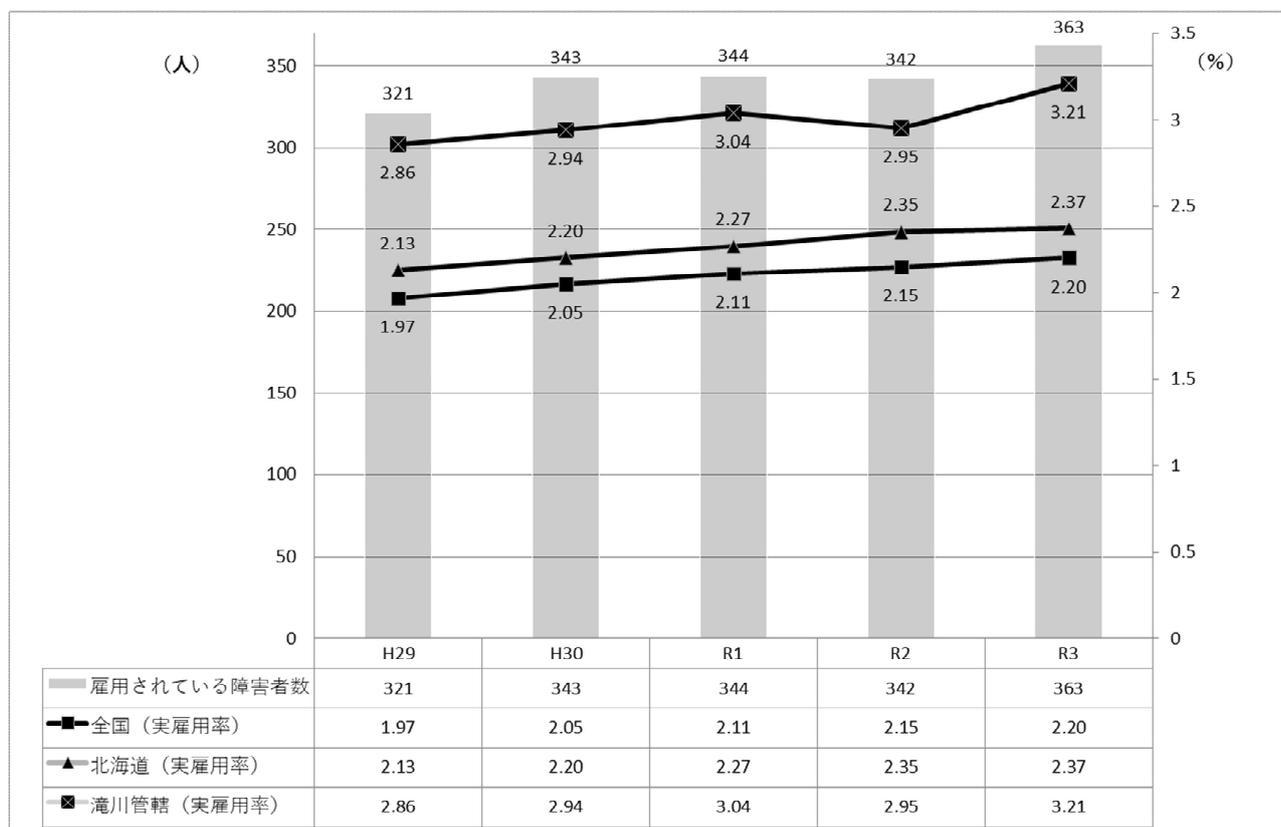


図 民間企業における障害者の実雇用率の推移（出典：厚生労働省北海道労働局各年 6/1 現在）

<参考>

「法定雇用率」について

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。

	法定雇用率	
	H30.3.31 以前	現行（R3.3.1～）
民間企業	2.2%	2.3%
国、地方公共団体等	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%